

1 教育支援について

(1) 早期からの一貫した教育支援

① 早期からの一貫した教育支援の重要性

障がいのある子どもに対し、その障がいを早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられます。

乳幼児期から幼児期にかけて子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健等との連携の下に確立するとともに、早期から始まっている教育相談・支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障がいのある子ども一人一人の精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められます。

そのためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進を通じて、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが重要です。

就学支援中心の「点」としての教育支援だけではなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を展開していくことが大切です。

② 移行期の教育支援

一貫した教育支援を効果的に進めるためには、教育支援の主体者が替わる移行期の教育支援に特に留意する必要があり、移行期においては、個別の教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要です。

教育支援の主体が替わる移行期として、

- ・医療機関等で障がいが発見されてから教育、福祉、保健等の関係機関に引き継がれる時期
 - ・幼稚園・認定こども園・保育所、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設等から小学校等や特別支援学校小学部に引き継がれる時期
 - ・小学校等や特別支援学校小学部から中学校等や特別支援学校中学部に引き継がれる時期
 - ・中学校、義務教育学校後期課程や特別支援学校中学部から高等学校や特別支援学校高等部に引き継がれる時期
 - ・高等学校や特別支援学校高等部から就労先や大学等の進学先、就労移行支援機関・生活介護事業所等を利用した進路先へ引き継がれる時期
- があります。

移行期の教育支援については、教育支援の対象となる子どもに対し、必要な教育支援の継続性を確保するとともに、これまでの教育的ニーズや必要な教育支援の内容を改めて評価して必要な見直しを行うことにより、よりよい教育支援を行うことができるようになります。

また、教育支援の対象となる子どもやその保護者が、必要な教育支援への見通しをもつてることにより、不安を解消するとともに、必要な教育支援の内容等について就学先や進学先と対話するなど主体的に関与することができるようになれば、結果として、障がいのある子どもの自立を促すことにつながります。

③ 就学後のフォローアップと柔軟な対応

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子どもの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校又は特別支援学校から小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要です。

子ども一人一人の障がいの状態等の変化に応じて適切な教育を行うためには、就学時の

みならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。そのためには、学校内の特別支援教育に関する体制を整備しながら、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、学校や学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが適当です。

なお、法令に基づく就学先の具体的な検討が始まる前の段階でも、就学先決定までの手続の流れや就学先決定後も柔軟に学校間の転学や学びの場の変更等ができることなどを本人及び保護者にあらかじめ説明を行うことが必要です。

④ 進学や就職、就労等に向けた取組

障がいのある子どもが、将来の進路を主体的に選択できるよう、子ども一人一人の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。その際、実際に進学した場合に必要な教育上の合理的配慮を含む支援の内容の整理等、子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた早期の準備が必要です。また、就職を希望する生徒に対しては、企業等への就職が、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進めることができます。さらに、卒業後に福祉サービスを利用した、いわゆる福祉的就労等に進むことも想定されることから、障がい福祉担当部局等との連携を進めることも必要です。

⑤ 個別の教育支援計画の作成・活用について

早期からの一貫した支援のためには、障がいのある子どもの成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められます。

具体的には、入学前までに、それまでの支援の内容、その時点での子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について、保護者や幼稚園・認定こども園・保育所や、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、個別の教育支援計画等として整理します。これを、就学後に学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものとして、就学先の学校に引き継ぎます。

個別の教育支援計画の作成・活用により、

- ・教育的ニーズの整理
- ・支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の検討
- ・関係者間の情報共有の促進と共通認識の醸成
- ・家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化
- ・教育的ニーズと必要な支援の内容の定期的な見直し等による継続的な支援などの効果が期待できます。

教育的ニーズを整理する際に把握する情報としては、次の三つの観点とそれぞれの下位項目として示している具体的な視点を踏まえて整理することが重要です。

教育的ニーズを整理するための観点

観点① ○○障害の状態等の把握

(視点) 医学的側面からの把握

(視点) 心理学的・教育的側面からの把握

観点② ○○障害のある子供に特別に必要な指導内容

(視点) 就学前までに特別に必要とされる養育の内容

(視点) 義務教育段階において特別に必要とされる指導内容

観点③ ○○障害のある子供の教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

(視点) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の「別表」の観点による配慮の検討

※それぞれの観点・視点に関する具体的な内容については、障がい種ごとに把握すべき事項も

あるため、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）の「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のI～X（各障がい種別）の1の「(2) 教育的ニーズを整理するための観点」を参照すること。

⑥ 合理的配慮について

合理的配慮は、子ども一人一人の障がいの状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を通して、個々に決定します。そのため、各学校の設置者及び学校は、前述の「教育的ニーズを整理するための観点」を踏まえて、個々の教育的ニーズを整理する必要があります。

これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、次の「合理的配慮の観点」を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望まれます。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

合理的配慮の観点

【合理的配慮の観点①教育内容・方法】

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

【合理的配慮の観点②支援体制】

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

【合理的配慮の観点③施設・設備】

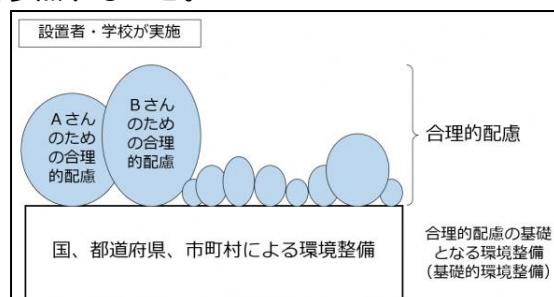
③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

※障がい種ごとの合理的配慮を含む必要な支援の内容については、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）の「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のI～X（各障がい種別）の1の「(2) 教育的ニーズを整理するための観点」の「③合理的配慮を含む必要な支援の内容」を参照すること。

合理的配慮の充実を図る上で、基礎的環境整備（合理的配慮の基礎となる環境整備）の充実は欠かせません。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、基礎的環境整備の充実を図っていく必要があります。



「中央教育審議会初等中等教育分科会報告書」

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(2) 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいのある子どもの障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。特に、その際、子ども一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要です。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定します。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することがとりわけ重要であり、基本です。

(3) 就学に関する事前の相談・支援

法令に基づいて本格的な就学手続が開始される以前の適切な時期に、就学に関する説明や相談、学校見学、体験入学など、本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な事前の準備を支援する活動を、早期の段階から時間的余裕をもって、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で、極めて重要です。本人及び保護者が、就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定などについて具体的なイメージをもてるようになることのほかに、早い段階から教育委員会や学校が本人及び保護者と積極的なコミュニケーションを図ることで、双方の信頼関係を構築していくことが必要です。

① 学校見学

保護者が、就学先となる学校や学びの場に関する情報を得るために学校見学を行う場合には、単なる学校施設の見学に終始しないように配慮する必要があります。保護者の学校教育に対する期待を十分に理解し、見学場面における学習のねらいや次にどのような学習内容に発展していくのか、また、個に応じた指導の在り方や教育上の合理的配慮などについても、具体的に分かりやすく説明することが大切です。

また、子どもが就学する場合には、学校における多様な学びの場において、どのような適切な指導や必要な支援を受けることができるのか、さらに、多様な学びの場を活用した成長事例が分かりやすい形で情報提供されることも重要です。特に、小中学校等への就学を考える際には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの多様な学びの場があることについて、保護者が自然に理解を深められるよう、留意していくことが重要です。

なお、学校見学の実施に当たっては、本人及び保護者が知りたい情報に的確に応えるための事前の準備が重要であり、学校見学当日も、資料等に基づき、分かりやすく、具体的に説明することが求められます。市町村教育委員会は、学校に対し、特別な準備をするのではなく、日常の学校生活をありのままに見てもらうように伝えることが重要です。

② 体験入学

体験入学は、子どもが、就学先となり得る学校や学びの場の日課に沿って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施します。保護者にとっては、自分の子どもが実際に授業に参加している姿を見学してもらうことにより、子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点で本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学

校や学びの場であるかどうかについて、具体的かつより客観的に知る機会となります。

学校は、体験入学を実施するに当たって、その趣旨について学校全体の共通理解を図ったり、教育委員会と連携したりして組織的に行うことが必要です。

(4) 就学先の決定

① 就学先の決定の仕組み

市町村教育委員会は、域内に住所の存する子どもの適切な就学についての責任を負っています。そのため、就学先決定の仕組みにおいては、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定します。その際、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、就学先決定のプロセスをたどっていくことになりますが、特に市町村教育委員会は教育支援委員会等の事務局として、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが求められます。

② 保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談

市町村教育委員会は、本人及び保護者から就学に関する意見聴取・意向確認を行うための就学相談に当たっては、それまでの間、本人及び保護者が就学先について考える時間を十分に確保しておくことが必要です。

また、実際の意見聴取・意向確認に当たっては、就学を希望する学校や学びの場における基礎的環境整備の状況、提供可能な教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等についても明確にしながら、建設的対話に努めることが重要です。その際、「特別の教育課程」の編成に関することや、それぞれの学校や学びの場を通した子どもの育ちの見通しなどの事例についても、確認することも必要です。

③ 教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市町村教育委員会は、障がいのある子どもの障がいの状態等の整理や、これまでの就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動を通じて整理された子どもの課題、本人及び保護者の意向等の結果を踏まえ、対象となる子どもの教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、本人及び保護者や学校等との合意形成を進めながら、最終的には市町村教育委員会が、法令に基づき、就学先を決定します。

④ 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行う必要があります。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

⑤ 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

ア) 総合的な判断の基本的な考え方

障がいのある子どもの教育に関する基本的な方向性としては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指します。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかが最も本質的な視点です。市町村教育委員会による総合的な判断においては、就学時にその時点で子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校

や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校段階6年間、中学校段階3年間の子どもの育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要があります。

イ) 本人及び保護者と教育委員会、学校の合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、学校の設置者である教育委員会との合意形成です。市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子ども一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図った上で、最終的に市町村教育委員会において決定します。

ウ) 就学先の決定

本人及び保護者と市町村教育委員会や学校間で就学先となる学校や学びの場について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先を決定します。

就学先の決定に当たっては、その子どもがその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあつてはいけません。

「教育支援委員会」について

教育支援委員会においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下のように、その機能の拡充を図っていくことが適当です。

- 障がいのある子どもの障がいの状態等を早期から把握する観点から、教育相談担当者との連携により、障がいのある子どもの情報を継続的に把握すること。
- 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供について助言を行うこと。
- 教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- 就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行うこと。
- 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

⑥ 本県における教育支援委員会等について

本県においては、「鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会」（以下、「鳥取県就学支援分科会」という。）等を設置し、市町村を支援する体制を整備しています。

特別支援学校就学に係る合意形成が困難な場合等において、市町村教育委員会からの申請に基づき、鳥取県就学支援分科会による審査を行います。（本手引P28 参照）

また、市町村における教育支援委員会等への助言・支援を行う「鳥取県教育支援チーム」を平成27年9月に設置し、市町村（学校組合）教育委員会や特別支援学校からの依頼に応じて専門家を派遣し、相談・助言を行っています。（本手引P80 参照）

(5) 学びの場の柔軟な見直し

就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子どもの育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。

そのためには、子ども一人一人の発達の程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要です。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子どもの教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要があります。

なお、この場合についても、本人及び保護者と市町村教育委員会や学校等間で就学先となる学校や学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先となる学校や学びの場の変更を決定します。

(6) その他留意事項

① 医療的ケアの必要な子どもについて

医療的ケアの必要な子どもについては、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）に記載の内容に加え、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長）と別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」、「鳥取県版公立学校における医療的ケア体制ガイドライン」（令和2年6月 鳥取県教育委員会）も参考にしながら、医療的ケアが必要な子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要です。

② 障がいのある外国人の子どもについて

障がいのある外国人の子どもについては、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成31年3月15日付け30文科教第582号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長）を踏まえる必要があります。具体的には、障がいのある外国人の子どもの就学先の決定に当たっては、教育委員会において、日本国籍を有する子どもと同様に、「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長）等を参考としながら、障がいのある外国人の子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要です。

なお、障がいのない外国人の子どもについては、必要に応じ、日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施等により、受入れ体制を整える必要があります。外国人の子どもに障がいがないにも関わらず、日本語指導が必要であることをもって、特別支援学級や通級による指導の対象とすることは不適切です。

(7) 就学に関わる関係者に求められるもの

障がいのある子どもの就学先の決定に至るまでには、教育委員会担当者、教育や保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者が関わることとなり、かつ、これ

らの関係者が相互に密接な連携を図ることが必要です。仮に、関係者が連携をしていなかったり、関係機関の存在と機能（支援する具体的な内容）が保護者に周知されていなかったり、関係機関や担当者により考え方や対応が異なっていたりすると、保護者がどこに相談に行けばよいのか分からなくなったり、子ども一人一人の教育的ニーズについての誤解、保護者が知っておくべき情報の偏りや漏れ、繰り返し異なる機関に出向くことへの負担感など、様々な問題が生じる要因となります。

就学先となる学校や学びの場の検討に関わる関係者の対応如何によっては、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を十分に享受することができず、結果として、子どもの学習する権利を奪うことになりかねません。

そこで、市町村教育委員会においては、県教育委員会等と連携して、担当者の資質向上のための研修機会を充実するなどの取組が期待されます。

① 保護者支援におけるカウンセリングマインドの発揮

教育相談担当者は、保護者の心情や、子どもの現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切です。

教育相談においては、障がいの有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要です。そのためには、子どもの障がいやできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子どもができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまく関わっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切です。

また、教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的であり、子どもの可能性を最大限伸長させるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められます。

② 学校関係者に求められること

小中学校等及び特別支援学校についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障がいのある子どもへの教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められます。また、障がいのある子どもへの義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障がいの状態等の変化に対しても、各学校の関係者が主体的に子どもの教育的ニーズの変化の把握等のフォローを行っていく必要があります。

これらの前提として、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は、多くの小中学校等の通常の学級に発達障がいの可能性のある子どもの多くが在籍していることから、必須です。

また、特別支援学校については、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障がいのある子どもへの指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障がいのある子どもへの施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しており、その一層の充実を図るとともに、更なる専門性の向上に取り組む必要があります。

(8) 就学可能な障がいの種類と程度、就学先となる学校や学びの場等

① 就学可能な障がいの種類と程度

障がいのある児童生徒のうち、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導における教育の対象となる障がいの種類と程度については、下のとおりです。

就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定します。

【学校教育法施行令第22条の3】の規定

特別支援学校に就学可能な障がいの種類と程度

【平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知】(以下「756号通知」)

特別支援学級及び通級による指導において教育を受けることが適当である障がいの種類と程度

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
視覚障害	【視覚障害特別支援学校】 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視特別支援学級】 拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視】 拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	【聴覚障害特別支援学校】 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することができないもの又は著しく困難な程度のもの	【難聴特別支援学級】 補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが困難な程度のもの	【難聴】 補聴器等の使用によつても通常の話声を解することができ困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	【知的障害特別支援学校】 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助が必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	【知的障害特別支援学級】 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
肢体不自由	【肢体不自由特別支援学校】 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	【肢体不自由特別支援学級】 補装具によつても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	【肢体不自由】 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
病弱・身体虚弱	<p>【病弱特別支援学校】</p> <p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>	<p>【病弱・身体虚弱特別支援学級】</p> <p>一 慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p>	<p>【病弱・身体虚弱】</p> <p>病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
言語障害		<p>【言語障害特別支援学級】</p> <p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの</p>	<p>【言語障害】</p> <p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
自閉症・情緒障害		<p>【自閉症・情緒障害特別支援学級】</p> <p>一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの</p> <p>二 主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、社会生活への適応が困難である程度のもの</p>	<p>【自閉症】</p> <p>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> <p>【情緒障害】</p> <p>主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
学習障害			<p>【学習障害】</p> <p>全般的な知的発達に遅れないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
注意欠陥多動性障害			【注意欠陥多動性障害】 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 就学先となる学校や学びの場と提供可能な教育機能

就学先となる学校や学びの場を検討する際には、「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月 文部科学省)の「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のI～X(各障がい種別)の以下の頁を参照し、障がい種ごとの学校や学びの場と提供可能な教育機能について、必ず確認します。

「障害のある子供の教育支援の手引」の内容、頁			
視覚障害	2 視覚障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能 (1) 特別支援学校（視覚障害） (2) 小中学校等における学びの場	①特別支援学校（視覚障害）の対象 ②特別支援学校（視覚障害）の概要 ①通常の学級における指導 ②通級による指導（弱視） ③弱視特別支援学級	…P74 …P74 …P75 …P77 …P78 …P79
聴覚障害	2 聴覚障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能 (1) 特別支援学校（聴覚障害） (2) 小中学校等における学びの場	①特別支援学校（聴覚障害）の対象 ②特別支援学校（聴覚障害）の概要 ①通常の学級における指導 ②通級による指導（難聴） ③難聴特別支援学級	…P102 …P103 …P103 …P104 …P104 …P106
知的障害	2 知的障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能 (1) 特別支援学校（知的障害） (2) 知的障害特別支援学級	①特別支援学校（知的障害）の対象 ②特別支援学校（知的障害）の概要	…P133 …P134 …P135 …P136
肢体不自由	2 肢体不自由のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能 (1) 特別支援学校（肢体不自由） (2) 小中学校等における学びの場	①特別支援学校（肢体不自由）の対象 ②特別支援学校（肢体不自由）の概要 ①通常の学級における指導 ②通級による指導（肢体不自由） ③肢体不自由特別支援学級	…P156 …P156 …P158 …P159 …P160 …P161
病弱・身体虚弱	2 病弱・身体虚弱のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能 (1) 特別支援学校（病弱） (2) 小中学校等における学びの場	①特別支援学校（病弱）の対象 ②特別支援学校（病弱）の概要 ①通常の学級における指導 ②通級による指導（病弱・身体虚弱） ③病弱・身体虚弱特別支援学級	…P184 …P185 …P187 …P187 …P188 …P189

「障害のある子供の教育支援の手引」の内容、頁			
言語障害	2 言語障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能 （1）通常の学級における指導 （2）通級による指導（言語障害） （3）言語障害特別支援学級	…P232 …P232 …P233 …P234	
自閉症	2 自閉症のある子供の学びの場と提供可能な教育機能 （1）通常の学級における指導 （2）通級による指導（自閉症） （3）自閉症・情緒障害特別支援学級	…P254 …P255 …P255 …P257	
情緒障害	2 情緒障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能 （1）通常の学級における指導 （2）通級による指導（情緒障害） （3）自閉症・情緒障害特別支援学級	…P276 …P276 …P277 …P279	
学習障害	2 学習障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能 （1）通常の学級における指導 （2）通級による指導（学習障害）	…P296 …P296 …P297	
多注意欠陥性多動性障害	2 注意欠陥多動性障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能 （1）通常の学級における指導 （2）通級による指導（注意欠陥多動性障害）	…P316 …P316 …P318	

③ 特別支援学級と通級による指導について

障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる場合には、就学先として小中学校等を検討します。その場合の学びの場の形態としては、通常の学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級における指導の三つがあり、子ども一人一人の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を踏まえて、どの学びの場の形態が最も適切かを検討していくことが大切です。

その上で、基本的な方向性として、障がいのある子どもと障がいのない子どもとが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきですが、学びの場の形態にかかわらず、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかが最も重要な視点です。

ア 特別支援学級と通級による指導等との関係について

小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間 35 単位時間から 280 単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、週当たりに換算すると、1 単位時間から 8 単位時間程度まで、通常の学級以外での特別な指導を行うことが可能です。このため、例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子どもが、授業時数の半分を超えて当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、週当たり 8 単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討すべきです。

イ 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子どもについては、通常の学級に在籍する子どもと共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要です。そのため、特別支援学級の子どもが、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも在籍し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子ども一人一人の障がいの状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要です。

これらの取組を通して、常に通常の学級の子どもと特別支援学級の子どもが交流及び共同学習ができる環境を整備し、同じ学校の子どもであるという意識を意図的に醸成することにも留意する必要があります。

④ 障がいの判断に当たっての留意事項（756号通知より抜粋）

【特別支援学校】

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるだけでなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

【特別支援学級】

障がいのある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

【通級による指導】

障がいのある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

時期
10/31 まで
11/30 まで
1/31 まで
4/1

